

令和2年第2回動物愛護推進協議会資料

(1) さいたま市動物愛護推進員について

さいたま市動物愛護推進員の任命報告、活動報告等

生活衛生課

① さいたま市動物愛護推進員の任命報告について

今年度は4名の動物愛護推進員が任期満了を迎えたため、継続で任命しました。

動物愛護ふれあいセンター

② さいたま市動物愛護推進員の活動報告等について

推進員個々の動物愛護活動の他、当センター譲渡候補動物の適性診断等を実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、積極的な活動は困難であった旨の報告があった。

今後の活動についても、自身の活動の他、センター事業への協力も含め愛護推進活動を実施する計画をいただいている。

➡コロナ禍で、センター事業が縮小、中断している中で、協力いただけることが限られている。このような状況の中で、(推進員活動に限らず)今後の動物愛護に関する活動を継続していくためには何かアイデアがあるか伺いたい。

## 改正動愛法－令和3年6月施行予定の主な改正点

以下の内容については、現段階で確定ではありません。このうち、飼養管理基準に係るものについて、令和2年10月16日から令和2年11月17日の間にパブリックコメントが実施されました。現在意見を集約し、今後基準が示される予定です。

### ①ケージのサイズ基準（第21条第2項第1号）

犬と猫のケージサイズの基準が制定されます。また、金網を床材として使用できなくなります（肉球の損傷防止対策があれば可）。

	運動スペース分離型（ケージ）	運動スペース一体型
犬	(縦)体長×2 (横)体長×1.5 (高さ)体高×2	(床面積)分離型×6 (高さ)体高×2
猫	(縦)体長×2 (横)体長×1.5 (高さ)体高×3	(床面積)分離型×2 (高さ)体高×4

※具体的なイメージについては、別紙「ケージのサイズ基準について」をご参照下さい

### ②従業員1人あたりの飼養頭数制限（第21条第2項第2号）

以下のとおり制限されます。

犬：従業員1人あたり20頭まで（うち繁殖犬は15頭まで）

猫：従業員1人あたり30頭まで（うち繁殖猫は25頭まで）

※親と同居している子犬・子猫は頭数に含めない

※犬猫両方を飼養する場合は、上記の数を踏まえてそれぞれの上限を決める

### ③飼養保管環境の管理（第21条第2項第3号）

以下の事項が義務となります。

- ・温度計、湿度計の設置
- ・臭気管理、日照サイクル確保
- ・年1回以上の獣医師による健診（1年以上継続飼養する犬猫）

※国から各種基準について解説する「基準の解説書」が提示される予定

### ④繁殖年齢や回数制限（第21条第2項第6号）

令和2年第2回動物愛護推進協議会資料

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正について  
(令和3年6月1日施行予定の動物の飼養管理基準等)

販売、貸出し、展示業の犬猫の生涯出産回数などが以下のとおり制限されます。

- ・ 犬：生涯出産回数は6回まで+メスの交配時年齢は6歳以下  
(ただし、7歳に達した時点で出産回数が6回未満の場合は、7歳以下)
- ・ 猫：メスの交配時年齢は6歳以下  
(ただし、7歳に達した時点で出産回数が10回未満の場合は、7歳以下)

### ⑤その他飼養管理（第21条第2項第7号）

以下の事項が義務となります。

- ・ 不適切な被毛、爪等の状態放置禁止
  - ・ 人とのふれあい（散歩、遊具を用いた活動等）
  - ・ 分離型ケージの場合は、1日3時間以上の運動
  - ・ 犬猫への清潔な給水の常時確保
- 
- 令和2年12月15日現在、環境省からの正式な通知は発出されておられません。
  - これらの基準は、第一種動物取扱業だけではなく、第二種動物取扱業についても、業態に合わない事項（犬猫の販売に係る基準等）を除き準用されます。

動物愛護ふれあいセンター

【令和2年度集合狂犬病予防注射の状況】

- 1,798頭／15会場（令和元年度は9,196頭／77会場）
  - ・ 4月3日から25日までに79会場を予定していた。
- 令和元年度集合注射接種犬は約2割が現在も未接種
- 狂犬病予防注射接種頭数は12月15日現在40,104頭／60,568頭、接種率66.2%
  - ・ 令和元年度(4月1日～翌年3月31日)は42,079頭／60,346頭、69.7%

12月15日時点での接種頭数（令和2年12月17日抽出データ）

	令和2年度		令和元年度	
	登録頭数	注射済票交付数	登録頭数	注射済票交付数
合計	60,568	40,104	60,311	40,691

【経緯と課題】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出されたことにより、4月8日以降の集合注射は全面中止として、狂犬病予防接種は動物病院で行うこととした。

➡動物病院での「3密」の懸念。

➡動物病院との費用の違い。

➡さいたま市の集合注射は屋外であるためリスクが低く開催すべきという意見と、人を集合させてはならないとの相反する意見があった。

【令和3年度に向けて】

感染防止対策を講じて集合注射を実施する予定。（ソーシャルディスタンスの確保、手指消毒液の全会場配布。飛沫防止のアクリルパーテーション、問診ボードの作成等）

## 動物愛護ふれあいセンター

さいたま市動物愛護ふれあいセンターと市民(個人、団体等)との協働について

### 【現状】

- 譲渡活動支援団体として登録されている10団体にセンター収容動物の譲渡協力をお願いしている。  
➡保護動物の公式な飼い主探し(公示)を過ぎても飼い主が現れなかった場合は一定期間経過後に一般市民向けに譲渡を進めているが、愛護活動を行っている個人・団体には、高齢動物や病気の動物についても協力をいただいている。
- 大手企業でも保護収容動物の譲渡に力を入れ始めたところもあり、センターに相談が寄せられている。  
➡市との協働ではなくとも単独で愛護団体等と協力し、店舗で譲渡会を開催している企業もある。
- 現在は中止しているが、譲渡活動支援団体として登録している団体のいくつかは、当センターにおいて譲渡会を開催している。

### 【市民の疑問について】

- 空前の猫ブームの中で、捨てられる猫も多いのではないかと。  
➡現在当センターではその結果として引取り依頼が増えている、収容数が増えている状況にはない。
- 殺処分ゼロ活動によって殺処分を免れた動物の行く末はどうか。  
➡本市では、病気やケガからくる痛みを取り除くことが困難であるなどの場合、動物福祉の観点から殺処分を選択することもあるため、「殺処分ゼロ」をうたってはいない。保護収容後に病気が改善し譲渡ができる状態になった動物については、一般譲渡の他、愛護活動を行っている個人・団体に協力いただいて、その動物の状態を正しく伝えた上で譲渡を進めている。

### 【市内の活動団体の状況】

- 市内の譲渡会は大小さまざまな団体等により行われているが、開催に当たっての届出義務はないため各団体の状況は把握していない。(センターに配架依頼された譲渡会の開催チラシ等で把握することがほとんど)
- 活動団体の連絡先等については、活動範囲を超える相談等が団体に寄せられることが懸念されるため、積極的な公開はしないよう団体から求められている。  
➢ インターネットで「さいたま市」、「譲渡会」等の検索ワードにより確認願いたい。